

## 別添5 鉄道運送に係る貨物利用運送事業の登録及び許可の申請等の処理について

### 一 鉄道運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者の範囲

鉄道運送に係る第一種貨物利用運送事業を行う者とは、鉄道運送事業者の行う運送を利用して、利用者の需要に応じ、運送責任を負って有償で貨物の運送を行う事業をいう。この場合において、利用者（真荷主又は貨物利用運送事業者）より鉄道貨物の運送を元請し、その鉄道貨物運送の全部又は一部を下請に出す場合の当該元請事業者についても対象となるので承知されたい。

ただし、次のいずれかに該当する場合については、鉄道運送に係る当該第一種貨物利用運送事業の対象外となるので、留意されたい。

貨物利用運送事業法第2条第8号に規定する第二種貨物利用運送事業に該当するもの

鉄道運送事業者以外の運送機関を利用する場合又は鉄道運送に係る貨物利用運送事業の無許可又は無登録営業者を利用する場合等利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関し、適正な運送契約を締結していない者（利用運送の定義に該当しないもの及び違法行為を前提としたもの。）

### 二 第一種貨物利用運送事業の登録（変更登録）に当たっての具体的処理基準

#### 1 事業計画（施設）の適切性

##### （1）貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有

使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。

また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。

##### （2）貨物の保管体制を必要とする場合にあつては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

#### 2 事業適確遂行能力

##### （1）財産的基礎

貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産300万円以上）を有していること。

##### （2）経営主体

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までに規定する登録拒否要件に該当しないこと。

### 三 第二種貨物利用運送事業の許可（事業計画変更認可）に当たっての具体的処理基準

#### 1 鉄道輸送との接続の適切性

- (1) 鉄道貨物輸送の利用効率の向上に資するものと認められる事業運営体制の整備が行われるものであること。
- (2) 鉄道運送事業者又は鉄道に係る貨物利用運送事業者との間に、定型的な貨物の託送に関する業務取扱契約が締結されていること。

#### 2 事業計画の適切性

- (1) 貨物利用運送事業を遂行するために必要な施設の保有  
使用権原のある営業所、事務所、店舗等を保有しているものであること。  
また、当該営業所等が関係法令に抵触しないものであり、規模が適切なものであること。
- (2) 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、貨物利用運送事業の遂行に必要な保管能力を有し、かつ盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設を保有していること。また、当該保管施設が関係法令に抵触しないものであること。

#### 3 事業適確遂行能力

- (1) 財産的基礎  
貨物利用運送事業の遂行に必要な最低限度の財産的基礎（純資産300万円以上）を有していること。
- (2) 過去数年間の健全経営  
過去3か年程度法人の経常収支が健全であること。（新たに法人を設立する場合には、健全な経営が行われるものと認められるものであること。）
- (3) 組織・経営主体  
貨物利用運送事業の遂行に必要な組織及び法令知識を有し、事業運営に関する指揮命令系統が明確であり、貨物利用運送事業法第22条各号に規定する欠格事由に該当しないものであること。

#### 4 集配事業計画の適切性

- (1) 集配体制  
集配営業所ごとに集配車両2両以上を含む集配体制が整っていること。自己の車両で集配をする場合にあっては、当該集配業務に適切な構造を有する事業用自動車の使用権原を有すること。
- (2) 自己の車両で集配をする場合  
自動車車庫
  - ・配置する計画車両を収容し得る車庫を有すること。この場合、車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が50cm以上確保されていること。
  - ・所有権又は使用権の裏付けがあり、かつ、関係法令に抵触しないものであること。

- ・他の用途に使用されないものであること。  
運行管理体制（自社の貨物自動車運送事業からの併用の場合を除く。）
- ・運行管理者及び整備管理者の選任等事業の適正な運営を確保するために必要な運行管理体制を整えていること。
- ・集配事業計画に基づき、拠点駅に配置される集配車両数が5両以上の場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則第34条及び第18条の規定に基づき運行管理者を選任すること。
- ・事業計画の遂行に十分な数の集配自動車の運転者を常に確保できるものであること。

(3) 集配業務を他の者に委託する場合

- ・受託者との間に、集配業務委託契約が締結されていること又はこれと同等のものと認められ得ること。
- ・受託者が鉄道に係る第二種貨物利用運送事業者であること又は鉄道貨物の集配のための必要な体制を有している一般貨物自動車運送事業者であること。

5 事業協同組合による共同取扱方式による貨物利用運送事業について

(1) 事業協同組合相互間の鉄道を利用して行う貨物の共同一貫輸送の共同取扱協定については、中小企業の事業活動の促進及びトラック輸送の合理化の観点から促進すべきものであるが、一方で、その適確な業務運営を確保することが必要不可欠である。

従って、共同取扱方式について、下記の観点から、事業運営能力があると判断される場合については、当該事業協同組合に対し、貨物利用運送事業の許可を行うものとする。

(2) 協定の当事者

- (イ) 中小企業等協同組合法第3条第1号の事業協同組合として認可を受けたものであること。
- (ロ) 事業協同組合は、共同受注、共同配車等の共同輸送事業を営むとともに、配送センター等の共同輸送施設を有するものであること。
- (ハ) 事業協同組合は、各地間の定型的、安定的事業遂行能力と適確な業務処理体制を確保する観点から十分と認められる組織、車両規模を有するものであること。

(3) 協定の内容

次に掲げる事項について明確に定められていること。

- (イ) 利用する貨物利用運送事業者名
- (ロ) 輸送区間、業務の範囲
- (ハ) 契約受注の方法
- (ニ) 配送センター等の共同輸送施設の位置及び利用方法
- (ホ) 集配実施体制
- (ヘ) 連絡事務所

- (ト) 貨物の受渡しの方法その他の必要事項
- (4) 共同取扱方式による貨物利用運送事業の申請内容が妥当と認められる場合については、貨物利用運送事業の許可を取得することが可能であるが、その場合の許可の基準は、上記三の貨物利用運送事業の許可の処理基準を準用するものとする。